

昭和53年度

学 生 便 覧

熊本女子大学

学 年 暦

前 期 (4月1日から10月20日まで)

4月1日	学年ならびに前期始め
4月13日	入 学 式
4月14日 15日	オリエンテーション
4月17日	前期授業開始
5月2日	開学記念日
7月11日 9月10日	夏 季 休 業
9月11日	夏季休業明け授業開始
10月7日 14日	前期定期試験

後 期 (10月21日から3月31日まで)

10月23日	後期授業開始
12月25日 1月10日	冬 季 休 業
1月16日	冬期休業明け授業開始
1月25日 31日	第4年次後期定期試験
2月24日 3月6日	第3年次以下後期定期試験
3月10日	卒 業 式
3月25日 4月10日	春 季 休 業

(日次は年により変更することがある)

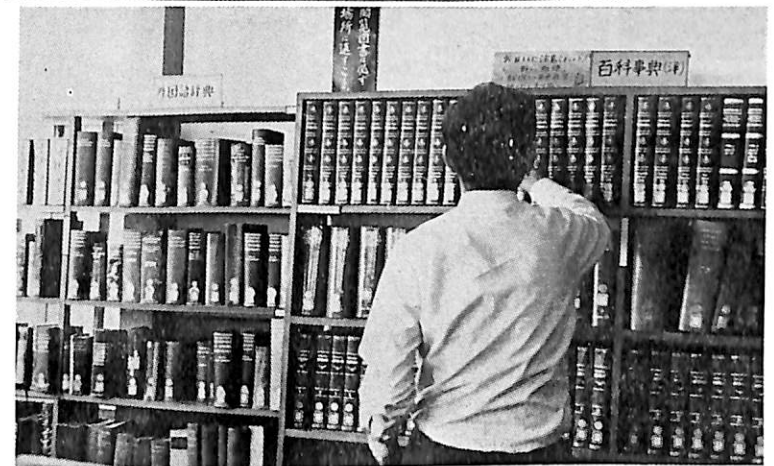
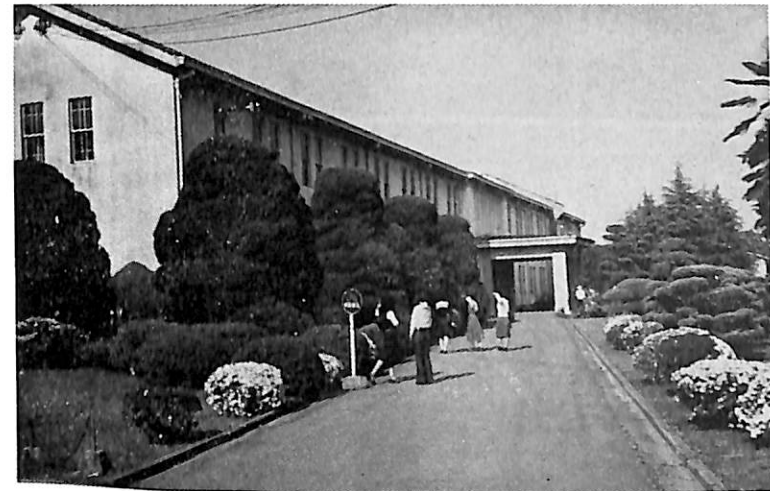
学 生 便 覧

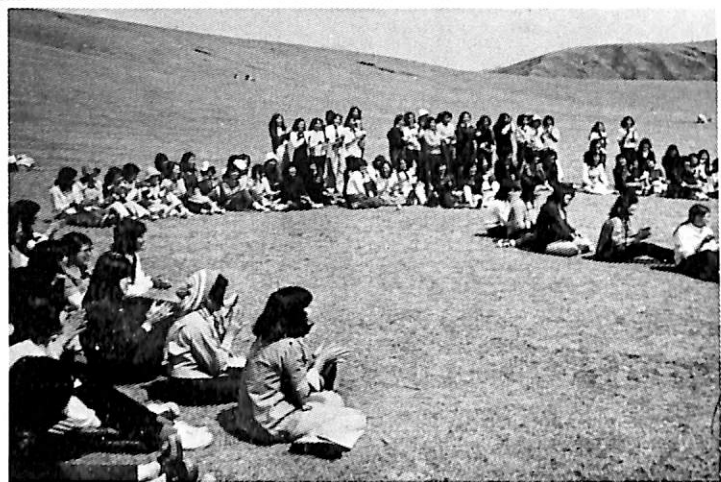
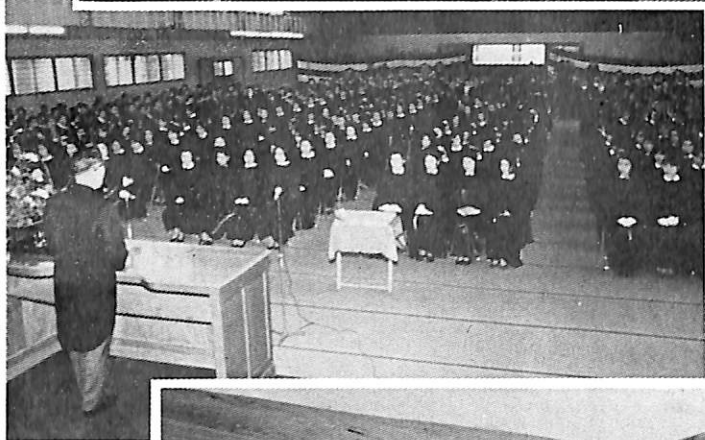
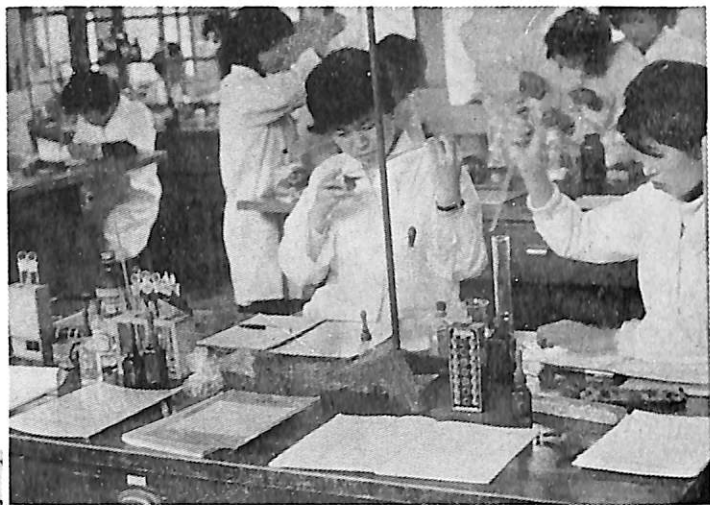
掲 載 順 目 次

I 沿革概要	9
II 校歌・学生歌	10
III 熊本県条例・規則	14
1. 熊本県立大学条例	14
2. 県立学校授業料等徴収条例	15
3. 熊本女子大学学則	17
IV 熊本女子大学規程・内規等	27
1. 授業科目に関する規程	27
2. 履修に関する内規	36
3. 試験に関する規程	36
4. 学生の受験心得	42
5. 卒業論文取扱いに関する内規	43
6. 教育実習履修基準	44
7. 願出及び届出等に関する内規	45
8. 図書閲覧に関する学生心得	50
9. 授業料免除規程	54
10. 補導委員規程	54
11. 学生自治会施設使用規程	55
V 大学関係法令等	56
1. 教育基本法	56
2. 学校教育法	56



3. 学校教育法施行規則	57
4. 大学設置基準	58
5. 教育職員免許法	59
6. 教育職員免許法施行規則	62
7. 栄養士法及び同施行規則	63
8. 熊本県改良普及員資格試験実施要領	68
VI 学生生活の案内	73
1. 学生部の事務分掌	73
2. 学生課関係	75
(1) 身上相談	75
(2) 学生身上カード	75
(3) 保健衛生	75
(4) 学生証	75
(5) 育英奨学制度	76
(6) アルバイトのあっ旋	79
(7) 就職のあっ旋	80
(8) 学生寮、間借、下宿のあっ旋	80
(9) 学生団体、集会、掲示、施設使用	80
(10) 大学の掲示	81
(11) 課外活動	81
(12) 在学証明書等の発行	82
(13) 通学証明書と学生証	82
3. 教務課関係	83
(1) 学習の関係	83
(2) 学部の事務	84
VII 付 録	85
1. 大学の組織及び取扱事務	85
2. 職員一覧表	87
3. 熊本女子大配置図	97





項目別索引

I 大学の概要

1. 熊本女子大学の設置——熊本県立大学条例……………14
2. 熊本女子大学の沿革……………9
3. 熊本女子大学の目的——学則第1条……………17
 - 1) 教育の目的と方針——教育基本法……………56
 - 2) 大学の目的——学校教育法……………56
4. 学部、学科について——学則第2条……………17
5. 学生の定員について——学則第37条……………23
6. 附属図書館について——図書館学生心得……………50
7. 組織、運営及び職員について——巻末一覧表……………85

II 学籍及び授業料

1. 学籍について——学則第7章……………21
 - 1) 入学について——学則23条～28条……………21
 - 2) 欠席について——願出及び届出内規(1)……………45
 - 3) 休学について——学則第29条……………22・45
 - 4) 身分の異動——願出及び届出内規(4)……………46
 - 5) 転学、転科、退学——学則第30条……………22・46
 - 6) 除籍——学則第32条……………22・46
2. 授業料等——学則第33条……………22
 - 1) 授業料について——授業料条例……………15
 - 2) 授業料免除——免除規程……………54
 - 3) 授業料滞納——学則第32条……………22
 - 4) その他の費用——授業料条例第5条～8条……………16

Ⅲ 大学における授業

1. 学部、学科	学則第2条	17
2. 授業科目	学則第3条及び第4条	17
3. 授業科目と単位数	授業科目規程	27
2) 教職課程科目	授業科目規程	34
3) 教職の教科に関する科目	教員免許法・規則	61・62
4) 栄養士養成課程科目	授業科目規程	35・66
4. 単位について	学則第14条～17条	18
	試験規程第16条～18条	
	及び24条	39・40
	大学設置基準第25条、26条	58
5. 授業日数	大学設置基準第27条	59
6. 学年暦		
1) 学年学期	学則第21条	20
2) 休業日	学則第22条	20
3) 試験に関する日程	試験規程附表	41
4) 学校行事等	巻頭附表	
7. 教育課程の編成	大学設置基準第28条	59
8. 授業の方法	大学設置基準第30条	59

Ⅳ 学修について

1. 履修方法について		
1) 履修目標		
① 卒業要件(学士号要件)	学則第17条	19
② 免許資格要件	学則第4条、第18条	18・20
2) 履修計画		
① 履修年限	学則第9条	18

② 授業暦、開講科目、授業時間割

	———学期始めに交付する	
3) 履修科目の決定と届出	学則第10条、11条	18
	履修に関する内規	36
4) 教職課程の履修	学則第18条による授業科目	34
	教育職員免許法	59
	教育職員免許法施行規則	62
	教育実習履修基準	44
5) 栄養士課程の履修	学則第4条による授業科目	35
	栄養士法及び施行規則	63
6) 学習上の注意	学生生活の案内	83
2. 図書館の利用法	閲覧心得	50
3. 課程終了		
1) 試験	学則第12条～14条	18
	試験規程	36
	学生の受験心得	42
① 追試験	試験規程第7条～9条	37
② 再試験	試験規程第10条～12条	38
2) 卒業論文	学則第16条、17条	19
	卒業論文取扱内規	43
4. 成績認定	学則第14条	18
	試験規程第15条～24条	39

Ⅴ 卒業

1. 卒業資格(卒業要件)	学則第17条	19
2. 卒業及び学士号	学則第19条、20条	20
3. 教員免許	教育職員免許法	59
4. 栄養士免許	栄養士法	63

熊本女子大学校歌

村中史朗 作詞
信時 潔 作曲

さわやかに *mf*

みま はか るか す あ そ の や ま な れ ゐ ゐ
 た ん ら し きの あ み さ ね の ひ か り よ よ
 ら つ さ も き れ る や ち ま は に ほ ぐ へ て ん と ち
 き い ろ 一 に き か が と や く 校 一 舎 の つ き
 ど ん い く る お と め る を は み よ や そ 科 目
 が と く の す る に え い ち を の も と め て し し
 さ ん くり す る の き み よ ち き お も さ ら し ん さ さ
 は や け き き み ど り の か ぜ は は わ わ
 か か き ひ の よ ろ こ ひ う た ふ あ
 あ わ れ ら い の ち た た 一 へ ん

熊本女子大学校歌

(昭和35・4・26制定)
村中史朗 作詞
信時 潔 作曲

一、 見はるかす 阿蘇の山なみ
新しき 朝の光よ

二、 まかがよふ 空をかぎれる

むらさきに 山はにほいて

静もれる 夕の学園

ときいろに 輝く校舎

夢多き 乙女の胸の

集ひくる 乙女を見よや

琴線に 触るるは何ぞ

科学する 叡知の瞳

人の世に 愛をもとめて

思索する 清きおもさし

真理への 道をたどらん

さわやけき みどりの風は

さわやけき みどりの風は

若き日の よろこび歌ふ

若き日の 望みを歌ふ

ああわれら 命たたへん

ああわれら 命たたへん

熊本女子大学 学生歌

村中 史郎 作詞
笹原 いね 作曲

創立15周年を記念して

熊本女子大学学生歌

一

悠久とはに 変らざる
阿蘇の山なみ 仰ぐとき
春草萌ゆる この大地
託麻の原の 土の香に
自然の息吹き 感じつつ
真理きわめん 情熱の
かげろうのごと もえたちて
希望は胸に ふくらみぬ

三

西金峰の 山はだを
秋の紅葉の 染むるとき
思索の歩み 深みゆく
額にかかる わくら葉を
手にとりもちて ひとりごと
短き生命の 一こまも
愛のともしび かかげつつ
人の心を 照らさばや

二

棕櫚の葉かげに 想ふとき
南の山の 谷間より
白き夏雲 湧き立ちて
緑の風は 頬を撫つ
朝な夕なに 進みゆく
文化の遺産 うけつぎて
学びつとむる 乙女らの
瞳を見ずや その淑知

四

平和の鐘は 鳴りひびき
歴史は古き 城頭に
女子大学は うまれたり
今この原に 聳えたつ
みどりのいらか 幾星霜
しだるる梅の 匂ふごと
清き学風 うちたてて
ともに誇らん 吾が女大

速く明るく 約100



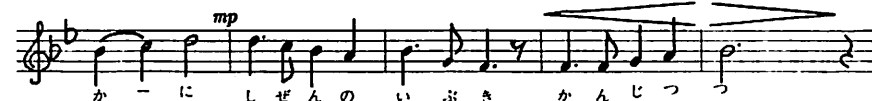
ゆうきょうとわにかわらざーる あそのや



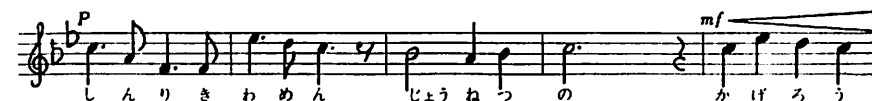
まなみ あおぐとき はるくさもえる



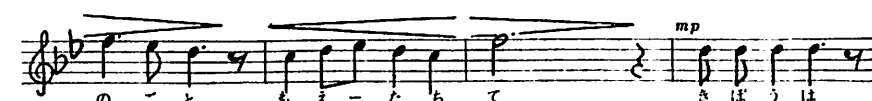
このだいら たくまのはらの つらの



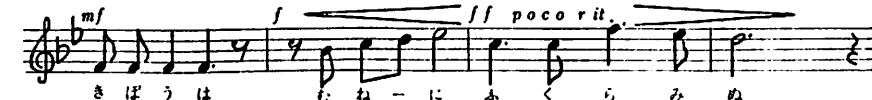
かーにしぜんの いぶき かんじつつ



しんりきわめん じょうねつの かげろう



のこともえーたら て きぼうは



きぼうは じねーに ふくらみぬ

(昭和38・8・2制定)
熊本女子大学創立15周年を記念して

村中 史郎 作詞
笹原 いね 作曲

Ⅱ 熊本県条例・規則

1 熊本県立大学条例

(昭和39年3月31日熊本県条例第45号)

(設置)

第1条 熊本県に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学を設置する。

(名称、位置等)

第2条 大学の名称、位置及び学部は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	学 部
熊本女子大学	熊本市大江2丁目7番1号	文家政学部

(附属図書館)

第3条 大学に附属図書館を置く。

(講座等)

第4条 大学の学部に置かれる講座又はこれに代わるべきものの種類その他必要な事項は、知事が定める。

(職員等)

第5条 大学に置かれる職の種類については、知事が定める。

(委任)

第6条 この条例又は他の法令に定めのあるもののほか、大学の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 県立学校授業料等徴収条例

(昭和23年6月17日県条例第18号) 抜粋

第1条 この条例は、県立学校の授業料等の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 県立学校のうち、大学において徴収する授業料は、1人につき年額14万4千円とする。

2 前項の授業料は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該中欄に掲げる金額を、当該下欄に掲げる期限までに納付しなければならない。ただし、本人の申請に基づき、知事が特別の理由があると認めるときは、年額を月割りし、毎月末日までに納付することができる。

区 分	金 額	納 付 期 限
第 1 期	48,000円	4 月 30 日
第 2 期	48,000円	9 月 30 日
第 3 期	48,000円	1 月 31 日

3 前項の表の第1期、第2期又は第3期(以下「各期」という。)の中途において、復学、再入学又は編入学(以下「復学等」という。)した場合の当該期の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等の許可を受けた日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月の末日までに徴収するものとする。ただし、復学等の日が各期の納付期限前であるときは、当該期の納付期限までに徴収するものとする。

4 各期の途中で卒業する場合の当該期の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に当該期の最初の月から卒業する日の属する月までの月数を乗じて得た額とし、卒業した日の属する月の末日までに徴収するものとする。

5 各期の途中で退学する場合の当該期の授業料の額は、退学の日の属する月

を含む期分の授業料の全額とする。ただし、休学を許可した期間内に退学した場合の授業料は、当該期に係る休学を許可した期間中、月割をもって免除する。

第 3 条 病気その他正当な理由により欠席した場合においても、学籍にある間は授業料を徴収する。

ただし、休学が全月に及ぶものは、月額をもってその月の授業料を免除する。

第 4 条 特に学長並びに学校長において必要と認めた場合は、知事の承認を得て授業料を減額し又は免除することができる。

第 5 条 県立学校に入学しようとする者（聴講生として入学しようとする者を除く。）は次に掲げる各号の手数料を、入学願書提出の際、志望する学校に納付しなければならない。

4 大 学 1人につき 7千円

第5条の2 前条の手数料は、いかなる理由があっても返さない。

第 6 条 大学の聴講生は、5千円の入学金及び1単位につき千六百円の聴講料を聴講生としての入学の許可のあった日から10日以内に納付しなければならない。

第 7 条 県立学校に入学を許可された者は、次に掲げる各号の入学金（前条に規定する入学金を除く。）を当該学校に納付しなければならない。

4 大 学 1人につき 県内 4万円 県外 8万円

第 8 条 県立学校において、卒業証明書、修了証明書、在学証明書、成績証明書及び単位修得証明書を発行するときは、各1通につき百円の手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず県立学校に在籍する学生又は生徒の申請に対してする前項の証明書の発行については、手数料を徴収しない。

附 則 略

昭51. 4. 1 施行……授業料等の金額改正（新入生より適用）

昭52. 4. 1 施行……入学金の金額改正

昭53. 4. 1 施行……(1)授業料等の金額改正（新入生より適用）

(2)退学者、復学者等に対する授業料の取り扱い（新設）

3 熊本女子大学学則

（昭和38年6月29日規則第36号）

第 1 章 目 的

（大学の目的）

第 1 条 熊本女子大学（以下「大学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに基づき、女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純の品性を養うとともに深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もって社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

第 2 章 学部及び学科

（学部等）

第 2 条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の4学科とする。

- 1 家 政 学 科
- 2 食 物 学 科
- 3 国 文 学 科
- 4 英 文 学 科

第 3 章 授 業 科 目

（授業科目の区分）

第 3 条 大学の授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。